

第5回 四万十町人権条例検討委員会議事録（要旨）

日 時 令和3年5月19日（金） 午前10時00分～11時30分

場 所 四万十町役場 東庁舎2階 町民活動支援室

出 席 山本（弘）委員、山本（哲）委員、秋田委員、伊賀委員、船村委員、坂本委員、
森野委員、高橋委員
森副町長

事務局 本山町民課長、林生涯学習課長、田辺大正町民生活課長、細川十和町民生活課長、
小島町民課副課長、川崎生涯学習課主幹

傍聴者 2人

◆議事内容

- （1）開会
- （2）開会あいさつ
- （3）委嘱式
- （4）委員長及び副委員長の選任
- （5）（仮称）人権尊重のまちづくり条例素案（事務局変更案）について
- （6）条例素案の検討について
- （7）その他

◆質疑等

- （4）委員長及び副委員長の選任

【事務局】

委員長・副委員長の選任につきましては、昨年度から引き続いて委員をお願いしていることから、委員長・副委員長も引き続いてお願いしたいが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

それでは、委員長に山本弘光さん、副委員長に坂本益英さん、よろしくお願いします。

《拍手》

これからの協議について、進行を山本委員長にお願いします。

- （5）（仮称）人権尊重のまちづくり条例素案（事務局変更案）について

【委員長】

人権条例素案について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

- ・資料「第5回人権条例検討委員会資料」に沿って説明
- ・補足：前文は、まちづくり基本条例の前文に書かれたまちづくりの基本的な考え、四万十川流域の文化的景観は流域で暮らす人々の価値観や思いが理解できることが選定の

理由にあること、お接待は人と人のつながりを大切にする文化であること、これらが人のつながりやきずなを大切にする町民の心の文化を育み、自然と共生して暮らす住民のアイデンティティとなっている、これらの内容をもとに町民として大切にすべきものを整理して作成した。

【委員長】

事務局から説明がありました。皆さんの意見をお願いします。

【高橋委員】

前文が、かなり簡略化され、具体的な内容がジェンダー平等だけになっている。障害者や高齢者などの人権侵害も存在しており、なぜ、それらの記述を削ったのか。

【事務局】

委員の簡潔・明瞭にという意見をふまえ、事務局で協議し、内容を短くした。

【高橋委員】

内容がSDGsに集約されたものになっているが、もう少し具体化しても良いのではないか。条例をみて勇気づけられるためには、子どもたちを守っていくための未来志向の考え、また、高齢化の進行とともに多くなっている高齢者を守ること、それに、ジェンダー平等があれば、だいたいの主なところは押さえられるのではないか。

【委員長】

子どもたちに夢を与え、この町に残ってもらうために、高橋委員の意見の部分には触れておいた方が良いのではないか。

他に意見はありませんか。

【伊賀委員】

SDGs 2030アジェンダは2030年までの目標であり、あと9年しかない。前文が残っていくのであれば、普遍的な文言で表現してはどうか。

平成28年に出された3つの法などもある。

【森野委員】

SDGsを学習している人は、17の目標があってその中の1つであることは分かるが、SDGsを知らない人は、この文書を理解できないのではないか。

【委員長】

各委員の意見は、SDGsを理解している人には分かるが、知らない人には理解に苦しむのではないか、ということ。

具体的に四万十町が抱えていて、今後もし組みが必要な問題について、SDGsの中身からピックアップして記載すると、子どもからお年寄りまでの人権を守ることが分かりやすいものになるのではないか。

【高橋委員】

国の不平等は、条例に関係するのか。これでは、何を言っているのかわからない。

【委員長】

全体的に、だいたいまとまってきているので、子どもから高齢者までが分かりやすいものにする。

【坂本委員】

解説書も併せて作ることになっている。討議のなかで、もう少し詳しく記載する意見もあり、そのバランスをとる必要もある。解説書も併せて示して頂くと議論が進むのではないかな。

【委員長】

今日の会の意見を参考にして、次回の委員会で示して頂きたい。

【事務局】

伊賀委員が言われた普遍的なものについて、前文のSDGsの前段に日本国憲法や世界人権宣言について記述しており、そこで普遍的な人権について盛り込んでいる。

簡単にすること、分かりやすくすること、文語体から口語体にして語り掛けるような表現の文書とし、まちづくり基本条例のような文体に近づけたところが、主な改正の内容となっている。

【委員長】

全体的には良くなってきているというのが委員の主な意見。子どもからお年寄りまで分かりやすい、SDGsの17項目を知らないものには分かりにくい点を修正して頂きたい。

文化的景観やお遍路の接待等の思いを、短い文言で入れられるか、事務局で検討して頂きたい。

【伊賀委員】

前文下段のだれもがについて、ひらがなと漢字の両方で表記されているが、どういう意味か。どちらかに統一したほうが良い。

【高橋委員】

町民がこの条例をみて、当事者として私たちの問題だと認識する必要がある、そのために、子ども、高齢者、障害者、ジェンダーの4つ、ゆりかごから墓場まで、人生の生涯にわたってだれもが私たちの人権が守られる町ととらえられるような文言を前文のどこかに記述すると、読んだ人は自分たちのこととして捉えられるのではないかな。

【委員長】

子どもからお年寄りまでが、内容をみて分かりやすく自分たちの問題としてとらえられるような文章にすること。また、冒頭に補足で説明した思いが触れられていないので、どう盛り込むのか、事務局で検討をお願いします。

【山本委員】

旧窪川町の原因闘争の意義を四万十町の歴史として残して頂きたい。また、地球規模の問題としてコロナの問題、また、日本は被爆国でありながら核兵器禁止条約に参加していないことなどについて、文章として残す、残さないは別にして、位置づけすべきではないかな。

【委員長】

山本委員の意見については、人権条例の検討のなかで触れることは難しい。今後のまちづくり基本条例の検討において意見を出して頂ければ有難い。

次に、条例本文について、第1条から第5条についてまででご意見を頂きたい。

【高橋委員】

第1条に、誰ひとり取り残さないことを入れてはどうか。人と人とのつながりを大切にする表

現は、協調や調和が強い。誰もが権利を有していることを述べたほうが良い。

【委員長】

事務局案は、目的で前文の思いを強調して記述しているのではないか。高橋委員の意見も含めた内容にしてはどうか。

【高橋委員】

人間一人ひとりが基本的人権をもっていることを伝えたい。人権を侵害しないように協調する内容に。

【山本委員】

第2条、団体等の団体とは何を指すか。

【事務局】

幅広く様々な組織を想定している。人権協などの組織も団体に含まれる。

【坂本委員】

第4条の責任と責務の違い。基本理念にのっとりとは。協力しますと協力するよう努めますの違いは？

【事務局】

責任と責務の違いについて、責務を「まちづくり基本条例」では責任と表記しているので、親しみやすいことばとして責任とした。

のっとりについて、子どもたちにも理解しやすいように、2案では「したがって」を使った。

協力しますについて、これまでの議論で町民に対して規制を求める条例のようにも見えたとの委員の意見を踏まえ、2案では協力するよう努めますとした。

【坂本委員】

努めるとともに協力しますとあるが、町民の内心にどこまで踏み込むか。基本理念は削除して内容を第4条から第6条に記述しても良いのでは？

【高橋委員】

基本的人権を守ることは日本国憲法に書かれている責務。町の施策に協力することは努力であって押し付けてはいけない。町の施策に協力するかどうかは個人が判断すべきもの。

【委員長】

町の施策を町民に押し付けることのないよう、町民の役割については、柔らかな表現にしていきたい。

【高橋委員】

責務について、責任と義務にしてはどうか？

【委員長】

他に意見はありませんか。

次に第7条から第11条について、第7条は1案と2案で違った内容になっていて、条例で細かく書いているが、そこまで書く必要があるのか。

【高橋委員】

具体的なことは、前文で触れれば、あとは基本計画に入れるとよいのではないか。

【山本委員】

第7条第5項の社会的身分の違いとは何か。

【事務局】

社会的身分とは、人が社会において占める継続的な地位。本家や分家の出身などのように出生によって決定され、本人の意思や努力で変えることができないもの。

【委員長】

第7条は、前文で全体的な内容を網羅したものとし、具体的な内容は基本計画で定める。

【山本委員】

体の性と心の性とは？

【事務局】

性の自覚（性自認）。

【委員長】

第8条から第9条はどうか。

【高橋委員】

第8条と第9条の表現が逆になっている。

【委員長】

第8条は、第9条の表現方法で、町は責任を伴う強い表現で記述をお願いする。

他にありませんか。なければ、その他。

（6）その他

【山本委員】

・第5回人権条例検討委員会提出資料（窪川支部提出）を説明

【事務局】

次の開催について、6月は議会が開催されるので議会の終了後に開催したい。開催日は、後日、日程を調整させて頂きたい。

【委員長】

条例案がだいぶまとまってきた。事務局は、委員の意見を踏まえ、最終案となるような条例素案を検討し、次の委員会へ提出して頂きたい。

これで、第5回四万十町人権条例検討委員会を終了する。ありがとうございました。

（11時30分散会）